

屋外広告物を掲出する皆様へ



令和3年4月1日から
屋外広告物の安全に関するルール
が変わります！

屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危害を未然に防止する目的から、茅ヶ崎市屋外広告物条例および施行規則が改正されました。

これにより、下記の改正内容のとおり、有資格者による屋外広告物の安全点検の義務化や点検報告書の変更などがありますので、お知らせします。

改正内容

○全ての広告物の安全性を確保するため、管理及び点検する義務のある者を決めました。

	改正前	改正後
管理義務	表示者、設置者、管理者	表示者等 (表示者、設置者、管理者 所有者、占有者)
点検義務	なし	

※ 所有者：広告物等の所有権を有する者

※ 占有者：広告物等を使用できる権利を有する者

○屋外広告物の表示者等に対して、有資格者に点検させる義務があることを決めました。

	改正前	改正後
点検の対象となる 屋外広告物	広告板、広告塔、壁面利用広告、壁面突出広告、屋上広告 アーケードに設置するもの、道路を横断して設置するもの	
点検実施者に要する 資格要件 (広告物の高さが 4mを超えないもの)	なし	① 屋外広告士 ② 屋外広告物講習会修了者 ③ 職業訓練指導員免許等
点検実施者に要する 資格要件 (広告物の高さが 4mを超えるもの)	① 屋外広告士 ② 屋外広告物講習会修了者 ③ 職業訓練指導員免許等	④ 1級・2級建築士 ⑤ 市長が上記と同等と認める者

※広告物の高さが「4mを超えないもの」も「有資格者での点検」が必要になりますので、ご注意ください。

○点検報告書の変更及び点検項目の拡大をしました。

継続許可申請の際に添付を義務付けている点検報告書を「屋外広告物安全点検報告書」に変更し、点検項目を5項目から17項目に細分化し、安全点検の強化を図りました。

改正前（5項目）		改正後（17項目）					
点検内容	取付（支持）部分の変形又は腐食	点検箇所	点検項目	点検箇所	点検項目		
	主要部材の変形又は腐食	上部構造部・基礎部	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	広告板	1	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	ボルト、ビス等のさび又は緩み		2	基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき		2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	表示面の汚染、退色又は剥離		3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
	表示面の破損	支持部	1	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	照明装置	1	照明装置の不点灯、不発光
	2		鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落	2		照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	
	取付部	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	その他	3	周辺機器の劣化、破損	
		2	溶接部の劣化、充填剤の劣化等		1	付属部材の腐食、破損	
		3	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		2	避雷針の腐食、損傷	
					3	その他点検した事項	



○点検日の範囲を指定しました。

直近の状況を確認するため、点検の実施は申請日から90日前までに実施したものとしました。

○点検時の写真及び補修写真の提出を義務付けました。

点検報告書には、広告物の全景写真に加え、点検状況を撮影した写真、補修を行った場合は補修後の写真の提出を義務付けました。

施行日（改正内容が適用される日）

改正条例及び施行規則は令和3年4月1日から適用されます。

お問合せ先

茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 （TEL：0467-82-1111）
 詳しい制度の内容、安全点検報告書の様式などは、茅ヶ崎市のホームページをご覧ください。

